

(別紙様式1)

## 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 鹿児島県  
農業委員会名： 南大隅町

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している      イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	公示により周知
改善措置	
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

作製している      イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約20日間
改善措置	

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している      イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(4) 議事録の公表

公表している      イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会事務局における縦覧(閲覧)
改善措置	南大隅町ホームページにも掲載

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 37 件、うち許可 37 件及び不許可 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、毎月20日前後の現地調査(担当地区委員)により、譲受人の耕作の意思確認等を実施している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	毎月25日前後の総会にて関係法令・許可基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	37件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25 日	処理期間(平均)	締切日から 17日
	是正措置				

### (2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 9 件、うち許可 9 件及び不許可 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の内容確認を行い、会長及び担当地区委員、事務局職員による現地確認を行った。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	毎月25日前後の総会にて事務局及び担当地区委員の説明後、周囲の農地への影響等について審議している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25 日	処理期間(平均)	締切日から 17日
	是正措置				

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		11 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		11 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	272 件	公表時期 平成 26 年 3 月
		情報の提供方法: 町広報誌掲載(3月号)		
	是正措置			
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	318 件	取りまとめ時期 平成 26 年 3 月
		情報の提供方法: 事務局に備え付けて公表		
	是正措置			
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	2,222 ha	整備方法 電算処理システム
		データ更新: 年2回更新を実施している。		
	是正措置			

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	特になし
農地転用に関する事務	特になし
農業生産法人からの報告への対応	特になし
情報の提供等	特になし
その他法令事務に関するもの	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成25年3月末現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,222 ha	11.1 ha	0.50%
課 題	管内の遊休農地は、新規発生面積と農地復旧面積が均衡した状態である。主に中山間地域のように、今後担い手不足が深刻な地区では大幅に増加するおそれがある。高齢化が進行する中で、若手担い手の育成が求められている。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
10 ha	6.8 ha	68%

※1 目標欄には、別紙様式2のIの4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		9月～10月	23人	11月～12月	
	調査方法	管内全域を調査区域として道路からの目視による巡回調査を一斉に実施し、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、農地地図情報システムに記録させる。			
遊休農地への指導	実施時期: 12月～1月				
活 動 実 績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月	22人	11月～12月	
	調査方法	管内の圃場整備地区は、航空写真を利用しながら道路からの目視確認による調査を実施し、遊休化等が確認された場合はその旨を地図等に記録した。また圃場整備地区外は航空写真図上で判断した。			
	遊休農地への指導	実施時期: 1月			
	指導件数: 104件	指導面積: 6.5ha	指導対象者: 85人		
	遊休農地である旨の通知	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人	
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人		
その他の取組状況					

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	11.1haの遊休農地の内6.8ha解消できたが、新たな遊休農地が9.2ha発生しており目標達成が厳しかった。
活動に対する評価の案	指導班を整備し農地パトロールを実施したが、今後も定期的に行う必要がある。

### 5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### 6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	11.1haの遊休農地の内6.8ha解消できたが、新たな遊休農地が9.2ha発生しており目標達成が厳しかった。
活動に対する評価	指導班を整備し農地パトロールを実施したが、今後も定期的に行う必要がある。

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月末現在)	農家数	1,215 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	368 戸	119 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	11 法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者や法人化の意義・メリット等について、対象者別に説明会や個別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

##### (2) 平成25年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5 経営	0 法人	0 団体
実 績 ②	3 経営	0 法人	0 団体
達成状況 (②/①×100)	60%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	6月 認定農業者協議会総会 7月 新規就農者に対する農業制度説明会 1月 認定農業者と農業委員と語る会		
活動実績	6月 認定農業者協議会総会 7月 認定農業者協議会研修会 1月 認定農業者と農業委員と語る会		

##### (4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	認定農業者の高齢化、担い手不足等により目標達成は厳しい状況であった。		
活動に対する評価の案	認定農業者の総会・研修会等を開催し担い手の育成に努めたが、個別訪問等をもっと実施し、制度等の周知が必要であった。		

##### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

##### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	認定農業者の高齢化、担い手不足等により目標達成は厳しい状況であった。		
活動に対する評価	認定農業者の総会・研修会等を開催し担い手の育成に努めたが、個別訪問等をもっと実施し、制度等の周知が必要であった。		

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月末現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,222 ha	148 ha	6.7%
課 題	近年、農業後継者がUターン者を中心に就農する傾向があるものの、依然として農家の減少、農業従事者の高齢化が進展する中で、地域における農業の維持・発展を図るためには、将来の担い手の確保・育成が緊急の課題となっている。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

### (2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5 ha	8 ha	160%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	6月 認定農業者総会 1月 研修会及び農業委員と語る会 通年して担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動
活動実績	6月 認定農業者協議会総会 1月 研修会及び農業委員と語る会 通年して担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動

### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	燃油や資材の高騰により担い手農家の経営が圧迫されているが、集積面積の目標は達成することができた。
活動に対する評価の案	通年して担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を行ってきた。今後も活動を継続することが必要である。

### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	燃油や資材の高騰により担い手農家の経営が圧迫されているが、集積面積の目標は達成することができた。
活動に対する評価	通年して担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を行ってきた。今後も活動を継続することが必要である。

### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月末現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	2,222 ha	0 ha	0%
課 題	今後も違反転用に向けた農地パトロールを実施する。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

#### (2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	100%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

#### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反転用の是正指導</li> <li>・違反転用の発生防止に向けた取組 9～10月農地パトロール</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反転用の発生防止に向けた取組 10月農地パトロール</li> </ul>

#### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	・新たな違反転用が出なかったことは評価できる。
活動に対する評価の案	・違反転用について広報誌等による啓発も必要である。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	・新たな違反転用が出なかったことは評価できる。
活動に対する評価	・違反転用について広報誌等による啓発も必要である。

#### ※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。